



医療的ケア児等受入促進事業（新規）



【H30当初予算額 5,000千円】

保健福祉部障害福祉課自立支援G（029-301-3363）

医療的ケア児等を受け入れることができる児童通所事業所等を増やすことにより、医療的ケア児等が適切なサービスを利用する機会の拡大につなげ、在宅で介護を行う家族の負担軽減を図ります。

1 事業内容

概 要：医療的ケア児等を受け入れる施設を開設する際の設備等の購入費用に対する補助

対 象：新たに医療型短期入所や主に重症心身障害児を受け入れる児童通所事業所を開設する法人（既開設事業所の利用定員増も含む） ⇒5事業所

対象経費：送迎用の福祉車両、医療的ケア児等の受け入れに必要な設備・備品（医療用ベッド、たんの吸引器など）の購入等、建物のバリアフリー化

補 助 率：1/2（上限100万円）

〔参 考〕県内の受入事業所（H30.2.1現在）

医療型短期入所：9か所、医療的ケア児等を受け入れる児童通所事業所：14か所

2 事業効果

- 医療的ケア児等への支援を行う事業所の増加・利用定員の拡大
- 在宅で介護を行う家族の負担軽減

